

2024年10月度 広告相談レポート

1. 相談受付件数・相談者の内訳

10月の全体の相談受付件数は計120件で、前月と比較すると8件増（新車関係12件減、中古車関係13件増、その他7件増）となっています。また、対前年同月比では235件減（新車関係14件減、中古車関係212件減、その他9件減）となっていますが、その主な要因は、前月同様、中古車の支払総額の表示（2023年10月1日施行）に関連した相談件数が大幅に減少（167件減）したことによるものです。

相談者の内訳は、「広告代理店」からの問い合わせ等が多く全体の約36%（43件）を占めており、特に新車関係では約67%を占めています。

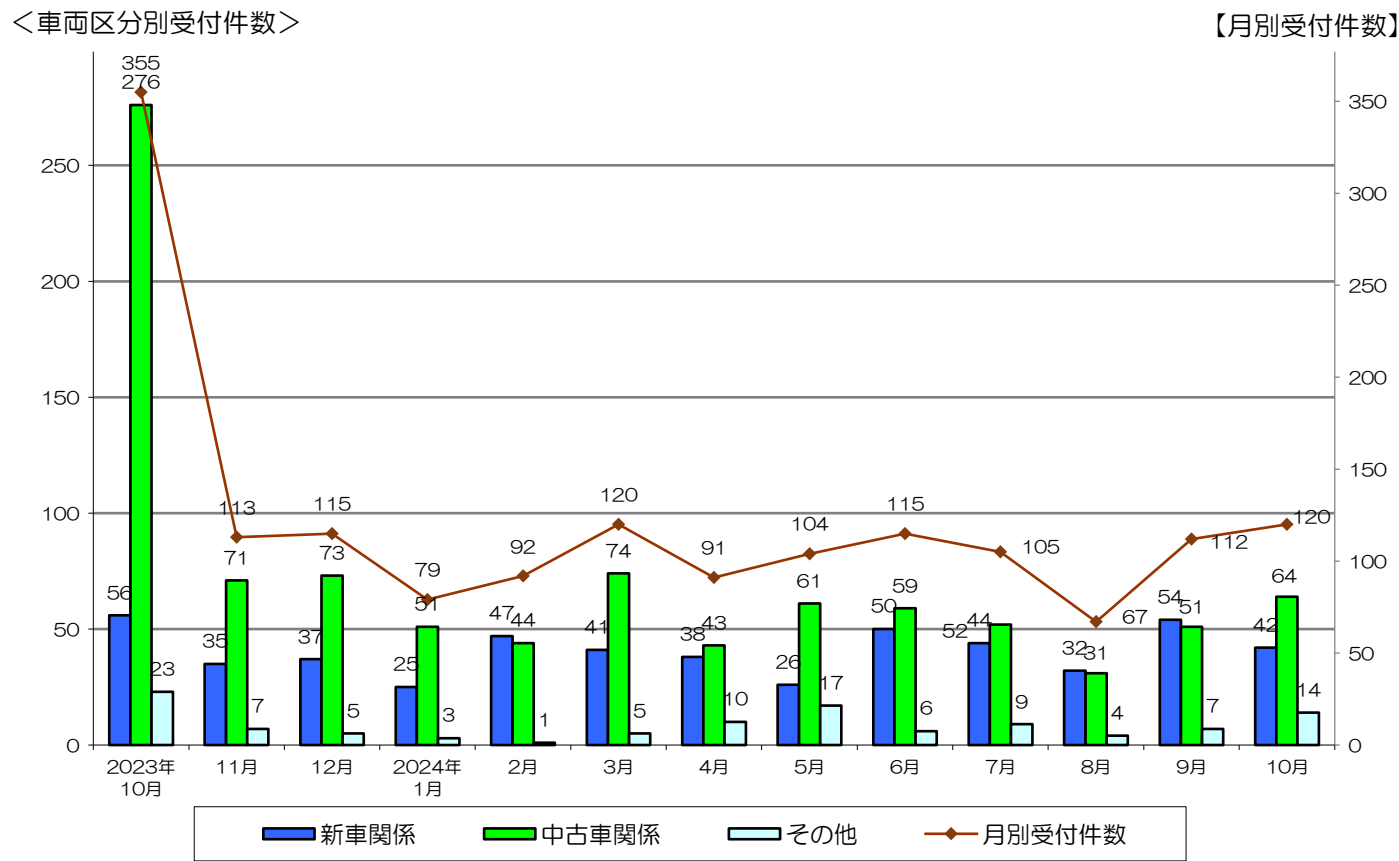
【相談者の内訳・2024年10月】

	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	42	64	14	120
広告代理店	28	10	5	43
メーカー系ディーラー	6	15	4	25
自動車関係団体	1	22	4	27
中古車専門店	3	12	1	16
中古車情報誌社	0	1	0	1
メーカー	3	2	0	5
新聞社	0	2	0	2
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	1	0	0	1

広告代理店からの問い合わせ
における広告主の内訳

メーカー	15
メーカー系ディーラー	19
中古車専門店	3
その他	6

【相談受付件数の推移・2023年10月～2024年10月】



2. 新車関係

表示関係については、『価格表示』に関する問い合わせ等が40.7%を占めており、「割賦・リース」や「表示方法」に関する問い合わせ等が寄せられています。また、新車関係の問い合わせの33.3%が、景品関係に関する問い合わせとなっています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	27	64.3%	その他相談	1	2.4%
景品関係	14	33.3%	合 計	42	100.0%

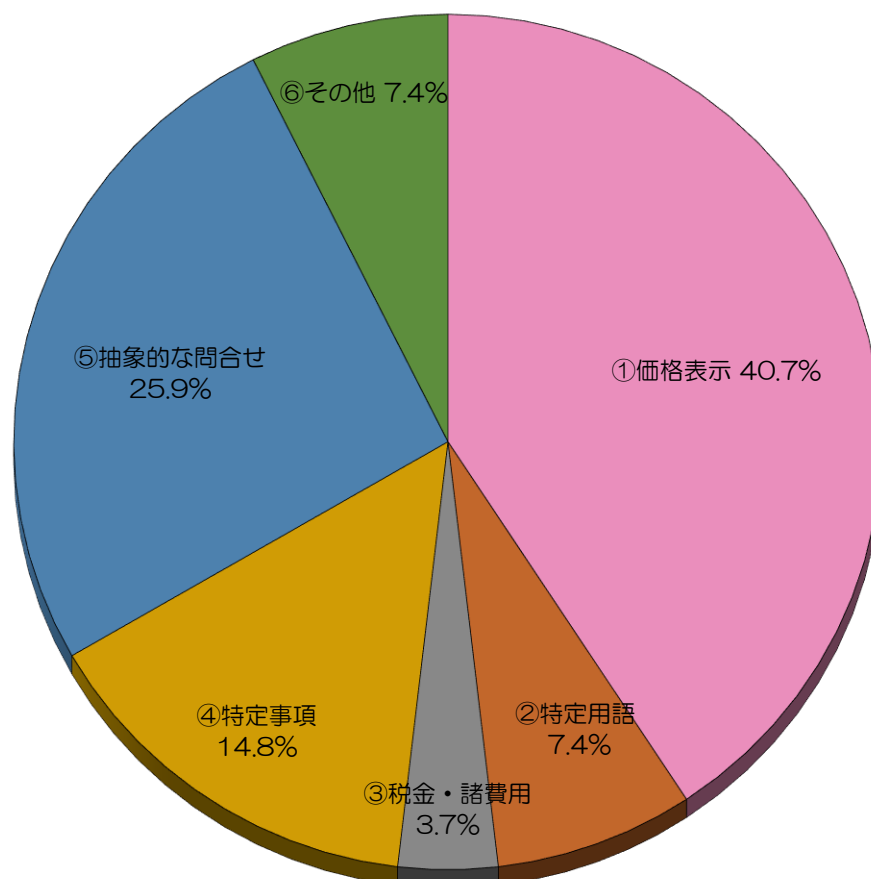
【表示関係の相談内訳】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	11	40.7%	④特定事項	4	14.8%
表示方法	4	14.8%	燃費	3	11.1%
付属品・特別仕様	1	3.7%	安全・環境	1	3.7%
値引き表示	1	3.7%	⑤抽象的な問合せ	7	25.9%
割賦・リース	5	18.5%	広告表現の可否	4	14.8%
②特定用語	2	7.4%	企画の可否	1	3.7%
最上級	1	3.7%	抽象的な問合せ	2	7.4%
新発売等	1	3.7%	⑥その他	2	7.4%
③税金・諸費用	1	3.7%	合 計	27	100.0%
諸費用	1	3.7%			

【景品関係の内訳】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	8	57.1%	オープン懸賞	2	14.3%
一般懸賞(抽選等)	3	21.4%	期間延長	1	7.1%
			合 計	14	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔「新車を抽選で値引きして販売」することの可否〕

Q. 新店舗のオープンを記念して、オープン当日に来店したお客様の中から抽選で1名の方に、「車両本体価格230万円の新車を、30万円値引きの200万円で販売したい」のですが、問題ないでしょうか？

A. 「値引き」については「景品類」に該当しませんが、「抽選」の方法により「値引き」をした場合、正常な商慣習に照らして「値引き」とは認められず、「懸賞による景品類の提供」に該当することになり、この場合の「懸賞による景品類の提供額」は、「通常の値引き額」と「抽選により提供する値引き額30万円」との差額となります。

懸賞により提供することができる景品類の最高額は、「10万円」と定められているため、この差額が10万円を超える場合、過大な景品類の提供に該当するため、次のいずれかの対応を行ってください。

- ① 「抽選」（景品提供）で販売する場合、値引き額を10万円以内とする
- ② 「先着順」（値引き）に変更して販売する（応募者多数の場合「抽選」は不可）
- ③ 商品の購入や来店を条件としない（取引に付随しない）、「オープン懸賞」として実施する

例：「一般消費者の中から抽選で1名に対象の新車の30万円引きクーポン券を提供する企画」に変更し、Webサイト等で広く告知し、同サイトやメール、FAXで応募や問合せを受付けるとともに、当選者の発表、景品の引き渡しに至るまで、購入はもちろんのこと、来店も条件としないなど、一切取引に付随することなく実施する

〔市販されていない景品類を抽選で提供する際の価額の算定方法〕

Q. 新型車の発売に合わせて、公式マスコットキャラクターのぬいぐるみを製作し、期間中に新型車をご購入いただいたお客様の中から抽選でプレゼントする企画を検討しています。このぬいぐるみは非売品で市販されていないのですが、その場合、景品（ぬいぐるみ）の価額はどのように算定すればよいですか？

A. 景品類の価額は、提供する景品類と同じものが市販されている場合は、お客様（景品類の提供を受ける人）が、それを通常購入する際の価額（市価）とされています（「仕入の価額」ではありません）。

一方、今回のように、提供する景品類と同じものが市販されていない場合は、類似品のぬいぐるみをお客様が通常購入する際の価額（市価）が景品類の価額となります。

- ▶ 類似品が市販されている場合 ⇒ その景品類を入手した価格や類似品の市価等を勘案して算定
- ▶ 類似品が市販されていない場合 ⇒ 仕入価格や景品類の製造コスト、販売する場合の利益率などから、市販された場合の価額を算定

＜抽選等（懸賞）により景品類を提供する際の最高額＞

取引価額		最高額	購入者	【最高額】取引価額の20%(最高10万円) 例) 200万円の自動車購入者⇒最高額10万円 例) 3万円の携帯電話購入者⇒最高額10万円	来場者	【最高額】10万円 ※取引価額を3万円程度として取扱い、10万円 ▶ただし、広告掲載商品の最低価格が5千円未満の場合は、その20倍 ▶単なる来場者ではなく、アンケート回答、査定、試乗等、自動車の取引に関連して提供 する場合は、10万円まで提供可能	景品類の総額 当該懸賞に係る 売上予定総額の 2%以内※
取引価額	最高額	取引価額の20倍					
5,000円未満							
5,000円以上		10万円					

※景品類の提供に関するルールにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

3. 中古車関係

表示関係については、『価格表示』に関する問い合わせ等が32.7%を占めており、「支払総額」や「表示方法」に関する問い合わせ等が寄せられています。また、景品関係については、「総付景品（もれなく）」に関する問い合わせ等が寄せられています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	52	81.3%	その他相談	7	10.9%
景品関係	5	7.8%	合 計	64	100.0%

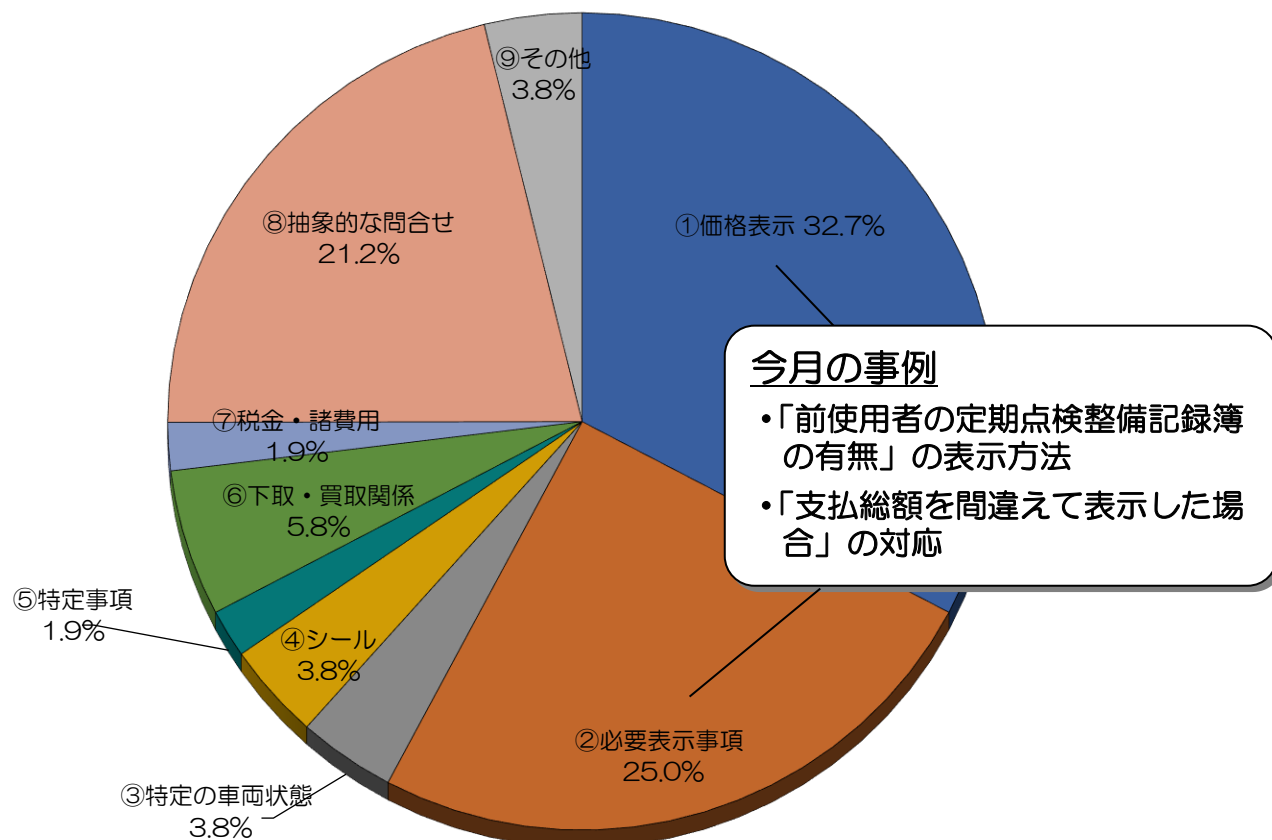
【表示関係の相談内訳】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	17	32.7%	③特定の車両状態	2	3.8%
表示方法	5	9.6%	④シール	2	3.8%
値引き表示	2	3.8%	⑤特定事項	1	1.9%
支払い総額	6	11.5%	品質	1	1.9%
割賦・リース	3	5.8%	⑥下取・買取関係	3	5.8%
その他（価格）	1	1.9%	⑦税金・諸費用	1	1.9%
②必要表示事項	13	25.0%	諸費用	1	1.9%
走行距離数	1	1.9%	⑧抽象的な問合せ	11	21.2%
車検証の有効期限	3	5.8%	広告表現の可否	3	5.8%
記録簿の有無	1	1.9%	企画の可否	5	9.6%
保証の有無	3	5.8%	抽象的な問合せ	3	5.8%
整備実施状況	3	5.8%	⑨その他	2	3.8%
修復歴の有無	1	1.9%	合 計	52	100.0%
必要表示事項全般	1	1.9%			

【景品関係の内訳】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	4	80.0%	抽象的な問合せ	1	20.0%
			合 計	5	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔「前使用者の定期点検整備記録簿の有無」の表示方法〕

Q. プライスボードや広告に「前使用者の定期点検整備記録簿の有無」を表示する場合、何年前までの記録簿があれば「有」と表示することができますか？

A. 販売する中古車を店頭に表示する時点から遡って、**2年以内**に実施された定期点検整備（道路運送車両法第48条に規定する点検整備）の点検整備記録簿が展示車両に備え付けられている場合、「有」と表示することができます。それ以外の場合、「無」と表示してください。
また、「有」の場合、併せて「定期点検整備の内容（乗用車：1年又は2年、商用車：6ヵ月又は1年）」を付記してください。

なお、広告（インターネット、新聞、情報誌等）の場合、「前使用者の定期点検整備記録簿の有無」の表示は省略することができます。

〔「支払総額を間違えて表示した場合」の対応〕

Q. 昨日、当社ホームページ内の中古車在庫一覧を更新したのですが、そのうちの1台について、「支払総額122万円（車両価格115万円、諸費用7万円）」と表示しなければならなかったところ、価格を間違え、「支払総額22万円（車両価格15万円、諸費用7万円）」と表示していました。先ほどお客様から電話で問い合わせがあり判明したのですが、今後、どのような対応が必要となりますか？

A. まずは、速やかに表示内容を訂正するとともに、展示車の価格に間違いがないか確認してください。

また、ホームページや該当する店舗等において、車両を特定した上で「●月●日掲載時点で、販売価格の表示に誤りがあった旨及び正しい販売価格」をお客様に広く告知してください。

併せて、当該表示に関する問い合わせや、来店されたお客様への説明及びお詫び等の対応が適切に行えるよう、社内で情報共有等を行っておくことも重要です。

さらに、再発防止に向けての取り組みとして、表示ミスが発生した原因を分析した上で、広告等を作成する際のチェック・管理体制を再確認し、必要に応じ、社内体制を整備する等の対応も必要となります。

なお、社内の表示管理体制を整備する際の必要な対応や、規約に基づく適正な表示等について、ご質問やご不明な点等がございましたら、お気軽に当協議会にご相談ください。

【ご連絡先】 一般社団法人自動車公正取引協議会

●店頭や広告の表示、景品提供等に関するお問合せ、表示管理体制の整備等に関するご相談はこちら

業務本部 四輪車業務部 ☎ 03-5511-2111 ✉ info@aftc.or.jp

●お客様とのトラブルに関するご相談はこちら

業務本部 消費者関連部 ☎ 03-5511-2115

※メールによるご相談はお受けしておりません